

国家外貨管理局 外商投資企業の外貨資本金元転管理方式の改革に関する通知 外貨資本金の自由元転が全国で可能に

トランザクションバンキング部

2015年4月8日付で、国家外貨管理局(以下略称、外管局)より「外商投資企業の外貨資本金元転管理方式の改革に関する通知」(匯発[2015]19号、以下略称「19号通知」)が公布されました。2015年6月1日から施行され、資本金の「自由元転」(自由に人民元転すること)が可能となります。

中国政府は外貨管理の開放を進めており、資本金の「自由元転」については、中国(上海)自由貿易試験区を始めとする一部地域¹で行われていましたが、「19号通知」により全国で対応可能となります。

1. 外貨資本金の自由元転とは

現状、外商投資企業が外貨資本金を人民元転して使用する際はエビデンスの提出が必要なため、為替相場を考慮して両替時期を選択することは難しい状況です(「自由元転」に対し、エビデンス提出が必要な人民元転を「支払元転」という)。

2015年6月1日以降、「自由元転」を選択した外商投資企業は、外貨資本金の人民元転時にエビデンスを提出せずに全額人民元転できるため、為替相場を考慮して両替のタイミングを選択できます。自由元転後の人民元は「元転支払待ち口座」に入金し、対外支払時にはエビデンスの提出が必要です。

外管局は「自由元転」比率を設定しており、この比率は現在100%とされているため、外貨資本金全額を自由元転することができます。この比率は今後、国内外貨両替の状況に基づき調整される可能性があります。

人民元転後の人民元資金は、保証金への充当や国内投資、クロスボーダー決済にも充当可能です。一方、元転支払待ち口座の人民元資金は、外貨転して元の外貨資本金口座に戻すことはできません。

外商投資企業は、「19号通知」で許可された「自由元転」と、従来の「支払元転」のどちらかを選択して外貨資本金を使用することができます。従来の「支払元転」方式で人民元転した人民元は、元転支払待ち口座に入金することはできません。

2. 自由元転後の資金使途

「19号通知」では、資金使途がルール化されると同時に、従来の「支払元転」では不可とされていた、持分出資のための人民元転、保証金支払のための人民元転・支払、クロスボーダー人民元決済、人民元外債の返済が可能になりました。

元転支払待ち口座の収入・支出範囲や資金使途、その他直接投資項目外貨資金については図表1をご参照ください。

¹ 2014年8月4日から「国家外貨管理局の一部地域における外商投資企業の外貨資本金元転の管理方式の改革試行を展開することに関する問題についての通知(匯発[2014]36号)」が施行され、16地域で外貨資本金の自由元転が可能となっていました。 「19号通知」の公布により匯発[2014]36号は廃止されます。匯発[2014]36号については「実務・制度ニュースレター」105号をご参照ください。 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314080601.pdf>

【図表 1: 元転支払待ち口座とその他直接投資項目外貨資金について】

口座	項目	内容
元転支払待ち口座	収入範囲	①同名義或いは域内持分投資を展開する企業の資本金口座・域内資産換金口座・域内再投資口座内で人民元転して振替えられる資金、②同名義或いは域内持分投資を展開する企業の元転支払待ち口座に振替えられる資金、③本口座が規定に準じて払出した資金の再入金、④取引解消による返却資金、⑤人民元利息収入および外管局(銀行)の登記或いは外管局の核準(認可)を経たその他収入。
	支出範囲	①営範囲内の支出、②域内持分投資資金と人民元保証金の支払、③資金集中管理専用口座・同名義の元転支払待ち口座への振替、④使用済の人民元借入の返済、⑤外債返済に伴う外貨転・対外支払或いは直接対外支払、⑥外国投資者の減資・資本引き揚げに伴う外貨転支払或いは直接対外支払、⑦経常項目支出および外管局(銀行)の登記或いは外管局の核準を経たその他資本項目支出に伴う外貨転・対外支払或いは直接対外支払。
	資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資本金及び人民元転後の人民元の使途は企業の経営範囲内の支出に限定 ◆ 以下の資金使途は原則不可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券投資 ・ 人民元委託貸付(経営範囲で許可されている場合を除く) ・ 企業間貸借(第三者立替を含む)の返済、第三者に転貸した銀行借入の返済 ・ 不動産類でない外商投資企業の自社使用以外の不動産購入
	保証金支払	◆ 保証履行或いは違約による減額が発生した場合を除き、元転支払待ち口座から払出した資金は元のルートで再入金する
その他直接投資項目の外貨資金口座	・域内資産換金口座 ・域内再投資口座	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資本金口座に準ずる管理、即ち自由元転が可能 ◆ 域内個人が開設した域内資産換金口座と域内再投資口座、及び域内機構と個人が開設した域外資産換金口座は、直接銀行で人民元転が可能
	・前期費用口座	◆ 「自由元転」不可、「支払元転」方式を適用
	・保証金専用口座	◆ 域外振替保証金専用口座、域内振替保証金専用口座内の資金は人民元転不可
	◆ 上述の直接投資項目下の口座内利息収入と投資収益は、口座内に留保し、利息・収益明細書により経常項目決済口座に振替・留保或いは直接銀行で人民元転及び支払が可能	

3. 人民元転資金の域内持分出資について

従来、投資性公司等が外貨資本金で域内持分出資を行う場合、外貨資本金の人民元転は不可とされていたため外貨で持分出資を行う必要がありました。「19号通知」では、投資を主要業務とする外商投資企業(外商投資性公司等)が従来方式以外に資本金を人民元転して投資することが可能になりました。出資先の為替リスクを勘案して出資通貨を外貨か人民元か選択できるため、利便性が高まる見込みです。

一方、直接投資外貨管理項目の簡素化政策として、同じく2015年6月1日から施行予定の「外貨管理局の直接投資外貨管理政策の更なる簡素化と改善に関する通知」(匯發[2015]13号)²の操作手引によると、「外商投資企業が資本金を人民元転して得た人民元資金は域内持分投資に用いてはならない」と規定されており、「支払元転」した人民元では相変わらず域内持分出資は出来ないと解されますが、どちらも外管局か

²「実務・制度ニュースレター」127号をご参照ください。<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315031101.pdf>

ら出されている通達ですので、実施時には外管局への確認が必要です。

【図表 2: 資本金振替で域内持分出資を行う場合の投資可能なパターン】

会社種類	外貨資本金での投資可能なパターン
<p>投資が主要業務の 外商投資企業</p> <p>・外商投資性公司 ・外商投資創業投資企業 ・外商投資持分投資企業</p>	<p>以下三パターンで域内持分投資を行うことができます。</p> <p>I. (新方式) 元転支払待ち口座内の人民元資金を被投資企業口座へ振替 II. (新方式) 外貨資本金口座から直接元転して被投資企業口座へ振替 III. (従来方式) 域内外貨振替方式で持分投資を実施</p> <p>出資イメージ図</p>
<p>上記以外の 一般性外商投資企業</p>	<p>以下二パターンで域内持分投資を行うことができます。</p> <p>I. 域内外貨振替方式(現行の域内再投資規定に基づく) II. 人民元転後の人民元資金で域内持分出資を行う</p> <p><手続き></p> <p>①. 被投資企業が所在地外管局か銀行で域内再投資登記を行う ②. 被投資企業が「元転支払待ち口座」を開設 ③. 投資企業が投資資金を被投資企業の「元転支払待ち口座」へ振替</p> <p>※被投資企業が引続き域内持分投資を行う場合も、上記手続が必要。</p>

4. その他

- ✓ 備用金(予備資金)という毎月エビデンス無しで一定金額までを両替できる仕組みがありますが、「19号通知」により一度に両替可能な金額が撤廃されています。

【図表 3: 備用金の取扱】

現在	2015年6月1日以降
<p>1回の両替実行金額は5万米ドル相当以下、 1ヶ月の累計実行額は10万米ドル相当以下</p>	<p>毎月の備用金(「自由元転」と「支払元転」を含む)支払累計金額は10万米ドル相当以下</p>

- ✓ 「19号通知」により廃止される通知の中の一つ、「国家外貨管理局総公司の外商投資企業外貨資本金支払元転管理関連業務操作問題を改善することに関する補充通知」(匯総発[2011]88号)は「支払元転」について規定した通知ですので、今後「支払元転」の取扱がどうなるのかについては確認が必要です。

近時、外貨管理についての規制緩和が次々と実施されていますので、最新の動きに注意が必要です。引き続き、当局の動向を注視して参ります。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p data-bbox="137 271 699 398">国家外汇管理局关于改革外商投资企业外汇资本金结汇管理方式的通知 汇发[2015]19号</p> <p data-bbox="137 461 699 589">国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p data-bbox="137 651 699 969">为进一步深化外汇管理体制改革的，更好地满足和便利外商投资企业经营与资金运作需要，国家外汇管理局决定在总结前期部分地区试点经验的基础上，在全国范围内实施外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革。为保证此项改革的顺利实施，现就有关问题通知如下：</p> <p data-bbox="137 1032 699 1447">一、外商投资企业外汇资本金实行意愿结汇 外商投资企业外汇资本金意愿结汇是指外商投资企业资本金账户中经外汇局办理货币出资权益确认（或经银行办理货币出资入账登记）的外汇资本金可根据企业的实际经营需要在银行办理结汇。外商投资企业外汇资本金意愿结汇比例暂定为100%。国家外汇管理局可根据国际收支形势适时对上述比例进行调整。</p> <p data-bbox="137 1464 699 1738">在实行外汇资本金意愿结汇的同时，外商投资企业仍可选择按照支付结汇制使用其外汇资本金。银行按照支付结汇原则为企业办理每一笔结汇业务时，均应审核企业上一笔结汇（包括意愿结汇和支付结汇）资金使用的真实性与合规性。</p> <p data-bbox="137 1756 699 1832">外商投资企业外汇资本金境内原币划转以及跨境对外支付按现行外汇管理规定办理。</p> <p data-bbox="137 1895 699 1971">二、外商投资企业外汇资本金意愿结汇所得人民币资金纳入结汇待支付账户管理</p> <p data-bbox="137 1989 699 2069">外商投资企业原则上应在银行开立一一对应的资本项目-结汇待支付账户（以下简称结汇</p>	<p data-bbox="738 271 1457 398">国家外貨管理局の外商投資企業の外貨資本金元転管理方式の改革に関する通知 匯發[2015]19号</p> <p data-bbox="738 461 1457 537">国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局：</p> <p data-bbox="738 647 1457 965">さらに外貨管理体制改革的を深化し、外商投資企業の経営と資金運用需要を一層充足し、利便化させるために、国家外貨管理局は前期の一部地区の試行経験の総括に基づき、全国範囲で外商投資企業の外貨資本金の人民幣元転管理方式の改革を実施することを決定した。当該改革の順調な実施を保障するために、ここに関連問題を以下の通り通知する：</p> <p data-bbox="738 1032 1457 1402">一、外商投資企業外貨資本金の自由元転 外商投資企業外貨資本金の自由元転とは外商投資企業資本金口座内の所在地外管局の貨幣出資權益確認を経た（或いは銀行の貨幣出資入金登記を経た）外貨資本金を企業の経営実需に基づき銀行で人民幣元転できることを指す。外商投資企業の外貨資本金自由元転比率は暫定的に100%とする。国家外貨管理局は国際収支情勢に基づき適時上述の比率を調整することができる。</p> <p data-bbox="738 1420 1457 1693">外貨資本金自由元転を実行すると同時に、外商投資企業は依然として支払元転制を選択し、その外貨資本金を使用することができる。銀行は支払元転原則に照らして企業のために人民幣元転業務を行う時、企業が前回人民幣元転（自由元転と支払元転を含む）した全資金の用途の真实性と合法性を審査しなければならない。</p> <p data-bbox="738 1711 1457 1832">外商投資企業外貨資本金の域内原通貨振替およびクロスボーダー対外支払は現行の関連外貨管理規定に基づき処理する。</p> <p data-bbox="738 1895 1457 1971">二、外商投資企業の外貨資本金を自由元転して得た人民幣元資金は元転支払待ち口座に入金して管理</p> <p data-bbox="738 1989 1457 2069">外商投資企業は原則上銀行にて一対一で対応する資本項目の元転支払待ち口座（以下略称、元転支払待ち口座）</p>

待支付账户), 用于存放意愿结汇所得人民币资金, 并通过该账户办理各类支付手续。外商投资企业在同一银行网点开立的同名资本金账户、境内资产变现账户和境内再投资账户可共用一个结汇待支付账户。外商投资企业按支付结汇原则结汇所得人民币资金不得通过结汇待支付账户进行支付。

外商投资企业资本金账户的收入范围包括: 外国投资者境外汇入外汇资本金或认缴出资(含非居民存款账户、离岸账户、境外个人境内外汇账户出资), 境外汇入保证金专用账户划入的外汇资本金或认缴出资; 本账户合理规划出后划回的资金, 同名资本金账户划入资金, 因交易撤销退回的资金, 利息收入及经外汇局(银行)登记或外汇局核准的其他收入。

资本金账户的支出范围包括: 经营范围内结汇, 结汇划入结汇待支付账户, 境内原币划转至境内划入保证金专用账户、同名资本金账户、委托贷款账户、资金集中管理专户、境外放款专用账户、境内再投资专用账户的资金, 因外国投资者减资、撤资汇出, 经常项目对外支付及经外汇局(银行)登记或外汇局核准的其他资本项目支出。

结汇待支付账户的收入范围包括: 由同名或开展境内股权投资企业的资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户结汇划入的资金, 由同名或开展境内股权投资企业的结汇待支付账户划入的资金, 由本账户合理规划出后划回的资金, 因交易撤销退回的资金, 人民币利息收入及经外汇局(银行)登记或外汇局核准的其他收入。

结汇待支付账户的支出范围包括: 经营范围内的支出, 支付境内股权投资资金和人民币保证金, 划往资金集中管理专户、同名结汇待支付账户, 偿还已使用完毕的人民币贷款, 购付汇或直接对外偿还外债, 外国投资者减资、撤资资金购付汇或直接对外支付, 购付汇或直接对外支付经常项目支出及经外汇局(银行)登记或外汇局核准的其他资本项目

を開設し、自由元転して得た人民币資金を預け入れ、当該口座を通じて各種支払手続きを行わなければならない。外商投資企業は同一銀行の支店で開設した同名義の資本金口座、域内資産換金口座と域内再投資口座と元転支払待ち口座を共用することができる。外商投資企業が支払元転原則に基づき人民币転して得た人民币資金は元転支払待ち口座を通じて支払ってはならない。

外商投資企業資本金口座の収入範囲: 外国投資者の域外から入金された外貨資本金或いは払込引受出資(非居住者預金口座、オフショア口座、域外個人域内外貨口座出資を含む)、域外払込保証金専用口座から振替える外貨資本金或いは払込引受出資。本口座の規定に準じて払い出した後に戻し入れる資金、同名義の資本金口座から振替える資金、取引解消による返却資金、利息収入および外管局(銀行)登記或いは外管局の核准(認可)を経たその他収入。

資本金口座の支出範囲: 経営範囲内の人民币転、人民币転して元転支払待ち口座への振替、域内の域内振替保証金専用口座・同名義資本金口座・委託貸付口座・資金集中管理専用口座・域外貸付専用口座・域内再投資専用口座へ原通貨で振替える資金、外国投資者の減資・資本引き揚げによる払出、經常項目の対外支払および外管局(銀行)の登記或いは外管局の核准を経たその他資本項目支出。

元転支払待ち口座の収入範囲: 同名義或いは域内持分投資を展開する企業の資本金口座・域内資産換金口座・域内再投資口座内の人民币転して振替えられる資金、同名義或いは域内持分投資を展開する企業の元転支払待ち口座に振替えられる資金、本口座が規定に準じて払い出した資金の戻し入れ資金、取引解消による返却資金、人民币利息収入および外管局(銀行)の登記或いは外管局の核准を経たその他収入。

元転支払待ち口座の支出範囲: 経営範囲内の支出、域内持分投資資金と人民币保証金の支払、資金集中管理専用口座・同名義の元転支払待ち口座への振替、使用済の人民币借入の返済、外債返済に伴う外貨転支払或いは直接対外支払、外国投資者の減資・資本引き揚げに伴う外貨転支払或いは直接対外支払、經常項目支出および外管局(銀行)の登記或いは外管局の核准を経たその他資本項目支出に伴う外貨転・支払或いは直接対外支払。

支出。

结汇待支付账户内の人民币资金不得购汇划回资本金账户。由结汇待支付账户划出用于担保或支付其他保证金的人民币资金，除发生担保履约或违约扣款的，均需原路划回结汇待支付账户。

三、外商投资企业资本金的使用应在企业经营范围内遵循真实、自用原则

外商投资企业资本金及其结汇所得人民币资金不得用于以下用途：

(一) 不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；

(二) 除法律法规另有规定外，不得直接或间接用于证券投资；

(三) 不得直接或间接用于发放人民币委托贷款（经营范围许可的除外）、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还已转贷予第三方的银行人民币贷款；

(四) 除外商投资房地产企业外，不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。

四、便利外商投资企业以结汇资金开展境内股权投资

除原币划转股权投资款外，允许以投资为主要业务的外商投资企业（包括外商投资性公司、外商投资创业投资企业和外商投资股权投资企业），在其境内所投资项目真实、合规的前提下，按实际投资规模将外汇资本金直接结汇或将结汇待支付账户中的人民币资金划入被投资企业账户。

上述企业以外的一般性外商投资企业以资本金原币划转开展境内股权投资的，按现行境内再投资规定办理。以结汇资金开展境内股权投资的，应由被投资企业先到注册地外汇局（银行）办理境内再投资登记并开立相应结汇待支付账户，再由开展投资的企业按实际投资规模将结汇所得人民币资金划往被投资企业开立的结汇待支付账户。被投资企业继续开展境内股权投资的，按上述原则办理。

元転支払待ち口座内の人民币資金は外貨転して資本金口座へ戻し入れてはならない。元転支払待ち口座から保証或いはその他保証金支払に使用する人民币資金の払出は、保証履行或いは違約による減額が発生した場合を除き、元のルートで元転支払待ち口座へ戻し入れる必要がある。

三、外商投資企業の資本金使用は企業経営範囲内で真実の自家用原則を遵守しなければならない

外商投資企業の資本金およびその人民币転して得た人民币資金を以下の用途に用いてはならない。

(一) 直接或いは間接的に企業経営範囲外或いは国家法律法规が禁止する支出に用いてはならない

(二) 法律法规にその他規定が有る場合を除き、直接或いは間接的に証券投資に用いてはならない

(三) 直接或いは間接的に人民币委託貸付の実行（経営範囲で許可されている場合を除く）、企業間貸借（第三者立替を含む）の返済および第三者に転貸した銀行人民币借入の返済に用いてはならない

(四) 外商投資不動産企業を除き、非自家用不動産購入の関連費用支払に用いてはならない

四、外商投資企業が人民币転資金にて域内持分投資を展開する利便性を向上

原通貨での持分投資を除き、投資を主要業務とする外商投資企業（外商投資性公司、外商投資創業投資企業と外商投資持分投資企業を含む）が、その域内での投資プロジェクトが真実、合法であるという前提の下で、実際の投資規模に基づき外貨資本金を直接人民币転する或いは元転支払待ち口座内の人民币資金を被投資企業口座に振替えることを許可する。

上述企業以外的一般性外商投資企業が資本金原通貨の振替を以って域内持分投資を行う場合、現行の域内再投資規定に基づき処理する。人民币転資金で域内持分投資を行う場合、被投資企業は先に所在地外管局（銀行）で域内再投資登記を行って対応する元転支払待ち口座を開設し、投資を行う企業は実際の投資規模に基づき人民币転して得た人民币資金を被投資企業が開設した元転支払待ち口座へ振替える。被投資企業が引続き域内持分投資を行う場合、上述の原則に基づき処理する。

五、进一步规范结汇资金的支付管理

(一) 外国投资者、外商投资企业及其他相关申请主体应按规定如实向银行提供相关真实性证明材料，并在办理资本金结汇所得人民币资金的支付使用（包括外汇资本金直接支付使用）时填写《直接投资相关账户资金支付命令函》（见附件）。

(二) 银行应履行“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等展业原则，在为外商投资企业办理资本金对外支付及结汇所得人民币资金支付时承担真实性审核责任。在办理每一笔资金支付时，均应审核前一笔支付证明材料的真实性与合规性。银行应留存外商投资企业外汇资本金结汇及使用的相关证明材料5年备查。

银行应按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.0版）〉的通知》（汇发[2014]18号）的要求，及时报送与资本金账户、结汇待支付账户（账户性质代码2113）有关的账户、跨境收支、境内划转、账户内结售汇等信息。其中，结汇待支付账户与其他人民币账户之间的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“发票号”栏中填写资金用途代码（按照汇发[2014]18号文件中“7.10 结汇用途代码”填写）；除货物贸易核查项下的支付，其他划转的交易编码均填写为“929070”。

(三) 对于企业确有特殊原因暂时无法提供真实性证明材料的，银行可在履行尽职审查义务、确定交易具备真实交易背景的前提下为企业办理相关支付，并应于办理业务当日通过外汇局相关业务系统向外管局提交特殊事项备案。银行应在支付完毕后20个工作日内收齐并审核企业补交的相关证明材料，并通过相关业务系统向外管局报告特殊事项备案业务的真实性证明材料补交情况。

对于外商投资企业以备用金名义使用资本金的，银行可不要求其提供上述真实性证明材料。单一企业每月备用金（含意愿结汇和支付结汇）支付累计金额不得超过等值10万美

五、人民币転資金支払管理の更なる規範化

(一) 外国投資者、外商投資企業およびその他関連申請主体は規定に基づき事実通りに銀行へ関連する真実性証明資料を提出し、資本金を人民币転して得た人民币資金を支払に使用する時（外貨資本金直接支払使用を含む）には「直接投資関連口座資金支払指図書」（附属資料参照）に記入しなければならない。

(二) 銀行は「顧客を理解する」、「業務を理解する」、「デューデリジェンス」等の原則を履行し、外商投資企業の資本金対外支払および人民币転して得た人民币資金の支払時には真実性審査に責任を負わなければならない。資金支払毎に、前回の支払証明資料の真実性と合法性を審査しなければならない。銀行は外商投資企業の外貨資本金人民币転および使用の関連証明資料を5年間調査に備えて保存しなければならない。

銀行は「国家外貨管理局の〈金融機構外貨業務データ採集規範（1.0版）〉の公布に関する通知」（匯発[2014]18号文）の要求に照らして、資本金口座、元転支払待ち口座（口座性質コード2113）関連の口座、クロスボーダー収支、域内振替、口座内人民币為替取引等の情報を速やかに報告しなければならない。その中で、元転支払待ち口座とその他人民币口座間の資金振替は、域内受払証憑への記入を通じて域内振替情報を報告し、「發票（インボイス）番号」欄に資金用途コード（匯発[2014]18号文“7.10 人民币転用途コード”を参照記入）を記入しなければならない。貨物貿易審査項目下の支払を除き、その他振替の取引コードは全て“929070”を記入する。

(三) 企業が特別要因により暫定的に真実性証明資料を提出できない場合、銀行は審査義務を履行し、取引が真実の取引背景を具備していると確定する前提で企業の関連支払を行うことができ、業務処理当日に外管局関連業務システムを通じて外管局へ特別事項備案（届出）を提出しなければならない。銀行は支払完了後20営業日以内に企業が追加提出した関連証明資料を収集、審査し、関連業務システムを通じて外管局へ特別事項備案業務の真実性証明資料の追加提出状況を報告しなければならない。

外商投資企業が備用金（予備資金）名義で資本金を使用する場合、銀行は上述の真実性証明資料の提出を要求しなくてよい。単一企業の毎月の備用金（自由元転と支払

元。

对于申请一次性将全部外汇资本金支付结汇或将结汇待支付账户中全部人民币资金进行支付的外商投资企业，如不能提供相关真实性证明材料，银行不得为其办理结汇、支付。

六、其他直接投资项目下外汇账户资金结汇及使用管理

境内机构开立的境内资产变现账户和境内再投资账户内资金结汇参照外商投资企业资本金账户管理。

境内个人开立的境内资产变现账户和境内再投资账户，以及境内机构和个人开立的境外资产变现账户可凭相关业务登记凭证直接在银行办理结汇。

外国投资者前期费用账户资金结汇按支付结汇原则办理。

境外汇入保证金专用账户和境内划入保证金专用账户内的外汇资金不得结汇使用。如发生担保履约或违约扣款的，相关保证金应划入接收保证金一方经外汇局（银行）登记后或外汇局核准开立的其他资本项目外汇账户并按照规定使用。

上述直接投资项目下账户内利息收入和投资收益均可在本账户内保留，然后可凭利息、收益清单划入经常项目结算账户保留或直接在银行办理结汇及支付。

七、进一步强化外汇局事后监管与违规查处

（一）外汇局应根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》等有关规定加强对银行办理外商投资企业资本金结汇和使用等业务合规性的指导和核查。核查的方式包括要求相关业务主体提供书面说明和业务材料、约谈负责人、现场查阅或复制业务主体相关资料、通报违规情况等。对于严重、恶意违规的银行可按相关程序暂停其资本项目下外汇业务办理，对于严重、恶意违规的外商投资企业等可取

元転を含む）支払累計金額は10万米ドル相当を超えてはならない。

全外貨資本金の元転支払或いは元転支払待ち口座内の全人民元資金支払を一度に申請した外商投資企業が、関連する真実性証明資料を提出できない場合、銀行は人民元転、支払を行ってはならない。

六、その他直接投資項目下の外貨口座資金人民元転および使用管理

域内機構が開設した域内資産換金口座と域内再投資口座内の資金の人民元転は外商投資企業の資本金口座管理を参照する。

域内個人が開設した域内資産換金口座と域内再投資口座、および域内機構と個人が開設した域外資産換金口座は関連業務登記証明により直接銀行で人民元転を行うことができる。

外国投資者の前期（事前関連）費用口座資金の人民元転は支払元転の原則に基づき処理する。

域外振替保証金専用口座と域内振替保証金専用口座内の外貨資金は人民元転使用してはならない。保証履行或いは違約による減額が発生した場合、関連保証金は保証金を受け取る側が外管局（銀行）の登記後或いは外管局の核准を経た後に開設したその他資本項目外貨口座に入金し関連規定に照らして使用しなければならない。

上述の直接投資項目下の口座内利息収入と投資収益は口座内に留保し、利息・収益明細書により經常項目決済口座に振替えて留保或いは直接銀行で人民元転および支払を行うことができる。

七、外管局事後監督管理と規則違反処置の更なる強化

（一）外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」、「外国投資者域内直接投資外貨管理規定」等の関連規定に基づき、銀行が行う外商投資企業の資本金人民元転使用等の業務の合法性に対する指導と照合確認を強化しなければならない。照合確認の方式は関連業務主体へ書面説明と業務資料の提出を要求し、責任者と面談し、オンサイト検査或いは業務主体の関連資料をコピーし、規定違反の状況等を通報することを含む。重大で悪意ある規則違反を行った銀行は関連手続きに基づきその資本項目下の外貨業務を暫定的に停止させられ、重大で悪意ある規

消其意愿结汇资格，且在其提交书面说明函并进行相应整改前，不得为其办理其他资本项下外汇业务。

(二) 对于违反本通知办理外商投资企业资本金结汇和使用等业务的外商投资企业和银行，外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及有关规定予以查处。

八、其他事項

本通知自2015年6月1日起实施。此前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的通知》(汇综发[2008]142号)、《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的补充通知》(汇综发[2011]88号)和《国家外汇管理局关于在部分地区开展外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革试点有关问题的通知》(汇发[2014]36号)同时废止。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局和银行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反映。

附件：直接投资相关账户资金支付命令函

国家外汇管理局
2015年3月30日

則違反を行った外商投資企業は自由元転資格を取消される可能性があり、書面説明書を提出し相応の修正を行う前に、その他資本項目下の外貨業務を行ってはならない。

(二) 本通知の外商投資企業資本金人民元転と使用等の業務違反を行った外商投資企業と銀行に対して、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」および関連規定に基づき調査して処分する。

八、その他事項

本通知は2015年6月1日から実施する。以前の規定と本通知の内容が一致しない場合、本通知に準じる。「国家外貨管理局総合司の外商投資企業外貨資本金支払元転管理関連業務操作問題を改善することに関する通知」(匯総発[2008]142号)と「国家外貨管理局総合司の外商投資企業外貨資本金支払元転管理関連業務操作問題を改善することに関する補充通知」(匯総発[2011]88号)と「国家外貨管理局の一部地域における外商投資企業の外貨資本金元転管理方式改革試行展開に関連する問題についての通知」(匯総発[2014]36号)は同時に廃止する。

国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通知を受領後、迅速に管轄内のセンター支局、支局と銀行に転送すること。執行中に問題があれば、速やかに国家外貨管理局資本项目管理司にフィードバックすること。

付属資料：直接投資関連口座資金支払命令書（省略）

国家外貨管理局
2015年3月30日

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
上海市浦东新区陸家嘴環路1233号匯豐大廈22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259